

国指定蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区計画書
【存続期間の更新及び変更（保護の指針の変更）】

平成 27 年 11 月 1 日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

宮城県登米市と同県大崎市との境界線と野谷地橋の上流側との交点を起点とし、同所から同県大崎市の市道夜ノ森・牛ヶ塚線を230メートル南西に進んだ点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を南進し同道路と市道内谷地6号線との交点に至り、同所から同道路を南東に進み市道牛ヶ塚・下谷地線との交点に至り、同所から同道路を南東に進み県道古川登米線との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を南東に進み同道路と市道下谷地2号線との交点に至り、同所から同道路を南東に進み市道下谷地1号線との交点に至り、同所から同道路を北西に進み県道古川登米線との交点に至り、同所から同道路を100メートル北東に進んだ点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を北西に進み同道路と市道内谷地1号線との交点に至り、同所から同道路を北西に進み市道舞岳・上長根線との交点に至り、同所から同道路を西進し市道横須賀土手・舞岳線との交点に至り、同所から同道路を西進し県道古川・登米線との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を南東に進み同道路境界線との交点に至り、同所から同道路を南東に進み市道北小塩・百々線との交点に至り、同所から同道路を南進し県道涌谷田尻線との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を南進し同道路境界線との交点に至り、同所から同道路を東進し市道北小牛田・荒町線との交点に至り、同所から同道路を南進し田尻川右岸堤防内側法面頂部との交点に至り、同所から同堤防内側法面頂部を南東に進み市道北小牛田・一簣橋線との交点に至り、同所から同道路を南西に進み市道荒台線との交点に至り、同所から同道路を南進し市道北小牛田下線との交点に至り、同所から同道路を北西に進み市道北小牛田・一簣橋線との交点に至り、同所から同道路を西進し市道百々・北小牛田線との交点に至り、同所から同道路を北進し市道加藤堀線との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を北進し同道路と市道百々・北小牛田線との交点に至り、同所から市道加藤堀線を西進し市道富岡・谷地中線との交点に至り、同所から同道路を北進し田尻川左岸堤防内側法面頂部との交点に至り、同所から同堤防内側法面頂部を西進し県道鹿島台高清水線との交点に至り、同所から同道路を北西に進み県道古川登米

線との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を北進し県道田尻瀬峰線との交点に至り、同所から同道路を 600 メートル北進した点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を西進し市道中目・通木線との交点に至り、同所から同道路を西進し県道鹿島台高清水線との交点に至り、同所から同道路を北進し市道北部幹線との交点に至り、同所から同道路を東進し市道沼部・長沢線との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を東進し同道路と市道沼部・長沢線との交点に至り、同所から同道路を北進し農道沼部農免線との交点に至り、同所から同道路を北進し同県栗原市の市道藤田線との交点に至り、同所から同道路を北進し県道河南築館線との交点に至り、同所から同道路を 790 メートル南東に進んだ点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を北進し蕪栗沼遊水池四分区囲ぎょう堤内側法面頂部との交点に至り、同所から同囲ぎょう堤内側法面頂部を東進し小山田橋との交点に至り、同所から同橋を北進し同県登米市の市道沼崎・下沼崎前線との交点に至り、同所から同道路を北進し市道中沼崎・沼崎前線との交点に至り、同所から同道路を北進し市道沼崎・一の曲線との交点に至り、同所から同道路を北東に進み蕪栗沼遊水地野谷地囲ぎょう堤内側法面頂部との交点に至り、同所から同囲ぎょう堤内側法面頂部を南進し、同県登米市の市道大埜・若生中央線との交点に至り、同所から同道路を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 27 年 11 月 1 日から平成 47 年 10 月 31 日まで (20 年)

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、宮城県の北部に広がる平野に位置し、北上川の支流である旧迫川の氾濫原に形成された自然遊水地の沼及びその周囲の水田地帯から成る。

このような自然環境を反映して、マガン、オオヒシクイ、オオハクチョウ等のガンカモ類が毎年概ね 64,000 羽程度渡来し、蕪栗沼及びその周辺の水田地帯を採餌及び休

息の場、ねぐら等として利用するなど、全国でも最大級の規模の渡り鳥の越冬地として重要な区域である。その中でもマガンは、毎年 60,000 羽以上の越冬が確認されている。また、近年、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I A 類のシジュウカラガンの渡来が確認されている。

このように、当該区域はマガンを始めとする渡り鳥の越冬、採餌及び休息の場等として重要であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、マガン、オオヒシクイ、オオハクチョウ等のガンカモ類の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 4) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、宮城県北部の栗原市、登米市及び大崎市に位置する。

イ 地形、地質等

当該区域は、北上川の河口から約 40 kmにある旧迫川の氾濫原を、河川改修等に

よって整備した地域であり、遊水地と水田地帯となっている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、蕪栗沼では、アサザ、ヒシ、ハス等の浮葉植物、水際にはマコモ、ヨシ等の抽水植物のほか、ヤナギ類が生育している。

また、湿地帯の白鳥地区では、アサザ、ガガブタ、ミズアオイ、オオアブノメ等の植物の生育が確認されている。

エ 動物相の概要

当該区域は、マガン、オオヒシクイ、オオハクチョウ、マガモ等の渡り鳥の渡来が確認されているほか、カルガモ、オオバンなどの繁殖も確認されている。

猛禽類では、オジロワシの渡来が確認されているほか、オオタカの繁殖も確認されている。

哺乳類では、ホンドキツネ、ホンドタヌキ、ホンドイタチ、アブラコウモリ、アズマモグラ及びアカネズミの4目5科6種が確認されている。

魚類では、環境省第4次レッドリストにおける絶滅危惧ⅠA類のゼニタナゴ、絶滅危惧Ⅱ類のミナミメダカ等を始め、32種の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり。

イ 獣類

別表3のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域内では、カルガモによる水稻の食害が見られ、近年では有害鳥獣捕獲が行われている。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|------|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 23 本 |
| (2) 特別保護地区用制札 | 10 本 |
| (3) 案内板 | 2 基 |

7 存続期間の更新の理由

当該鳥獣保護区はマガン、オオヒシクイ、オオハクチョウ等のガンカモ類の越冬地として全国でも最大級の規模を持ち、今後もこれら鳥類の渡来地として保護する必要があることから更新を行うものである。

8 参考事項

(1) 当初指定

平成 17 年 11 月 1 日（平成 17 年 9 月 1 日環境省告示第 88 号）

別表1 国指定蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	3,061 ha	ha	3,061 ha	423 ha	ha	423 ha	ha	ha	ha
林野	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
農耕地	1,726 ha	ha	1,726 ha	259 ha	ha	259 ha	ha	ha	ha
水面	214 ha	ha	214 ha	164 ha	ha	164 ha	ha	ha	ha
その他	1,121 ha	ha	1,121 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	120 ha	ha	120 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	20 ha	ha	20 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	100 ha	ha	100 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	2,727 ha	ha	2,727 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	2,727 ha	ha	2,727 ha	259 ha	ha	259 ha	ha	ha	ha
公有水面	214 ha	ha	214 ha	164 ha	ha	164 ha	ha	ha	ha
計	3,061 ha	ha	3,061 ha	423 ha	ha	423 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域									
普通地域									
自然公園法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別保護地区									
特別地域									
普通地域									
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に () 書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で < > 書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考		
キジ目	キジ科	<u>ウズラ</u>	VU	迷鳥		
		キジ	—	留鳥		
		コジュケイ	—	留鳥		
カモ目	カモ科	<u>サカツラガン</u>	DD	冬鳥		
		○ <u>オオヒシクイ</u>	NT・天然記念物	冬鳥		
		<u>ヒシクイ</u>	VU・天然記念物	冬鳥		
		○ <u>マガン</u>	NT・天然記念物	冬鳥		
		<u>カリガネ</u>	EN	冬鳥		
		<u>ハクガン</u>	CR	冬鳥		
		<u>シジュウカラガン</u>	CR・国内希少	冬鳥		
		○ <u>コハクチョウ</u>	—	冬鳥		
		○ <u>オオハクチョウ</u>	—	冬鳥		
		<u>オシドリ</u>	DD	冬鳥		
		<u>オカヨシガモ</u>	—	冬鳥		
		<u>ヨシガモ</u>	—	冬鳥		
		○ <u>ヒドリガモ</u>	—	冬鳥		
		○ <u>マガモ</u>	—	冬鳥		
		○ <u>カルガモ</u>	—	留鳥		
		○ <u>ハシビロガモ</u>	—	冬鳥		
		○ <u>オナガガモ</u>	—	冬鳥		
		<u>シマアジ</u>	—	旅鳥		
		○ <u>トモエガモ</u>	VU	冬鳥		
		○ <u>コガモ</u>	—	冬鳥		
		<u>オオホシハジロ</u>	—	迷鳥		
		○ <u>ホシハジロ</u>	—	冬鳥		
		○ <u>キンクロハジロ</u>	—	冬鳥		
		<u>スズガモ</u>	—	冬鳥		
		<u>ホオジロガモ</u>	—	冬鳥		
		○ <u>ミコアイサ</u>	—	冬鳥		
		○ <u>カワアイサ</u>	—	冬鳥		
カイツブリ目	カイツブリ科	○ <u>カイツブリ</u>	—	留鳥		
		<u>カンムリカイツブリ</u>	—	冬鳥		
		<u>ハジロカイツブリ</u>	—	冬鳥		
ハト目	ハト科	<u>カワラバト (ドバト)</u>	—	留鳥		
		○ <u>キジバト</u>	—	留鳥		
コウノトリ目	コウノトリ科	<u>コウノトリ</u>	CR・国内希少・特別天然記念物	迷鳥		
カツオドリ目	ウ科	○ <u>カワウ</u>	—	留鳥		
ペリカン目	サギ科	<u>サンカノゴイ</u>	EN	冬鳥		
		<u>ヨシゴイ</u>	NT	夏鳥		
		<u>リュウキュウヨシゴイ</u>	—	迷鳥		
		<u>ゴイサギ</u>	—	夏鳥		
		<u>ササゴイ</u>	—	夏鳥		
		<u>アカガシラサギ</u>	—	迷鳥		
		<u>アマサギ</u>	—	夏鳥		
		○ <u>アオサギ</u>	—	留鳥		
		○ <u>ダイサギ</u>	—	留鳥		
		<u>チュウサギ</u>	NT	夏鳥		
		<u>コサギ</u>	—	留鳥		
			トキ科	<u>ヘラサギ</u>	DD	迷鳥
		ツル目	ツル科	<u>マナヅル</u>	VU・国際希少・天然記念物	迷鳥
<u>タンチョウ</u>	VU・国内希少・特別天然記念物			迷鳥		
<u>ナベヅル</u>	VU・国際希少			迷鳥		
	クイナ科		○ <u>クイナ</u>	—	夏鳥	
<u>ヒメクイナ</u>			—	夏鳥		
<u>ヒクイナ</u>			NT	夏鳥		
<u>バン</u>			—	夏鳥		
○ <u>オオバン</u>	—	留鳥				

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	—	夏鳥
		カッコウ	—	夏鳥
アメツバメ目	アメツバメ科	アマツバメ	—	夏鳥
チドリ目	チドリ科	○ タゲリ	—	冬鳥
		○ ケリ	DD	夏鳥
		ムナグロ	—	旅鳥
		コチドリ	—	夏鳥
		メダイチドリ	—	旅鳥
	セイタカシギ科	セイタカシギ	VU	旅鳥
	シギ科	○ タシギ	—	冬鳥
		オオハシシギ	—	旅鳥
		オグロシギ	—	旅鳥
		オオソリハシシギ	VU	旅鳥
		○ ツルシギ	VU	旅鳥
		コアオアシシギ	—	旅鳥
		○ アオアシシギ	—	旅鳥
		クサシギ	—	旅鳥
		タカブシギ	VU	旅鳥
		イソシギ	—	留鳥
		トウネン	—	旅鳥
		ウズラシギ	—	旅鳥
		ハマシギ	NT	旅鳥
		キリアイ	—	旅鳥
	エリマキシギ	—	旅鳥	
	カモメ科	ユリカモメ	—	冬鳥
		○ ウミネコ	—	夏鳥
タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	NT	留鳥
	タカ科	○ トビ	—	留鳥
○ オジロワシ		VU・国内希少・天然記念物	冬鳥	
オオワシ		VU・国内希少・天然記念物	冬鳥	
○ チュウヒ		EN	留鳥	
○ ハイイロチュウヒ		—	冬鳥	
ハイトカ		NT	冬鳥	
○ オオタカ		NT・国内希少	留鳥	
○ ノスリ		—	留鳥	
		ケアシノスリ	—	冬鳥
フクロウ目	フクロウ科	コミミズク	—	冬鳥
ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	—	留鳥
キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	—	冬鳥
		コゲラ	—	留鳥
		○ アカゲラ	—	留鳥
		アオゲラ	—	留鳥
ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	—	留鳥
		コチョウゲンボウ	—	冬鳥
		○ ハヤブサ	VU・国内希少	留鳥
スズメ目	モズ科	チゴモズ	CR	夏鳥
		○ モズ	—	留鳥
	カラス科	カケス	—	留鳥
		○ オナガ	—	留鳥
		○ ミヤマガラス	—	冬鳥
		○ ハシボソガラス	—	留鳥
		○ ハシブトガラス	—	留鳥
	キクイタダキ科	キクイタダキ	—	冬鳥
	シジュウカラ科	コガラ	—	留鳥
		ヤマガラ	—	留鳥
		ヒガラ	—	留鳥
		○ シジュウカラ	—	留鳥
		○ ヒバリ	—	留鳥
	ツバメ科	ショウドウツバメ	—	夏鳥
	○ ツバメ	—	夏鳥	

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
	ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ	—	留鳥
	ウグイス科	○ ウグイス	—	留鳥
	エナガ科	○ エナガ	—	留鳥
	メジロ科	メジロ	—	留鳥
	センニュウ科	オオセッカ	EN・国内希少	冬鳥
	ヨシキリ科	○ オオヨシキリ	—	夏鳥
		コヨシキリ	—	夏鳥
	セッカ科	セッカ	—	夏鳥
	ミソサザイ科	ミソサザイ	—	留鳥
	ムクドリ科	ムクドリ	—	留鳥
	ヒタキ科	シロハラ	—	冬鳥
		アカハラ	—	留鳥
		○ ツグミ	—	冬鳥
		○ ジョウビタキ	—	冬鳥
	スズメ科	○ スズメ	—	留鳥
	セキレイ科	キセキレイ	—	留鳥
		○ ハクセキレイ	—	留鳥
		セグロセキレイ	—	留鳥
		タヒバリ	—	冬鳥
	アトリ科	アトリ	—	冬鳥
		○ カワラヒワ	—	留鳥
		マヒワ	—	冬鳥
		○ ベニマシコ	—	冬鳥
		シメ	—	冬鳥
	ツメナガホオジロ科	ツメナガホオジロ	—	冬鳥
		ユキホオジロ	—	冬鳥
	ホオジロ科	○ ホオジロ	—	留鳥
		○ ホオアカ	—	夏鳥
		○ カシラダカ	—	冬鳥
		ミヤマホオジロ	—	冬鳥
		アオジ	—	留鳥
		シベリアジュリン	—	迷鳥
		○ オオジュリン	—	冬鳥
合計	17目	43科	150種	

(注)

- データは、鳥獣保護区管理員報告書及び補足調査結果に拠る。
- 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版（日本鳥類学会、2012年）」、獣類については「日本野生鳥獣目録（環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月）」に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
環境省レッドリスト（平成24年改訂）
CR:絶滅危惧IA類、 EN:絶滅危惧IB、 VU:絶滅危惧II類
NT:準絶滅危惧、 DD:情報不足
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する

(別表3) 国指定蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
モグラ目	モグラ科	アズマモグラ	—	
コウモリ目	ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	—	
ネコ目	イヌ科	ホンドタヌキ	—	
		ホンドキツネ	—	
	イタチ科	ホンドイタチ	—	
ネズミ目	ネズミ科	アカネズミ	—	
合計	4目 5科	6種		

(注)

- データは、鳥獣保護区管理員報告書及び補足調査結果に拠る。
- 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版（日本鳥類学会、2012年）」、獣類については「日本野生鳥獣目録（環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月）」に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
環境省レッドリスト（平成24年改訂）
CR:絶滅危惧IA類、 EN:絶滅危惧IB、 VU:絶滅危惧II類
NT:準絶滅危惧、 DD:情報不足
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する